

愛西市個人情報保護条例等の一部改正について

1. 改正の概要

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）などの一部改正の内容を踏まえた規定の整備

2. 主な改正事項

(1) 個人情報の定義の明確化等（個人識別符号）

特定の個人を識別することができる指紋データ、旅券番号などの文字、番号、記号や符号が個人情報に該当することを明確にする。

(2) 要配慮個人情報の取扱い

本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報の明確化及びその取扱いを制限する。

（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実など）

3. 改正された法律等

① 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

『個人情報保護法』

（主な改正事項）

- ・ 個人情報の定義の明確化（個人識別符号）
- ・ 要配慮個人情報の取扱い

② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

『番号利用法』 ※愛西市条例の略称では『番号法』。

③ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）

『行政機関個人情報保護法』

（主な改正事項）

- ・ 個人情報の定義の明確化（個人識別符号）
- ・ 要配慮個人情報の取扱い

④ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）

『行政機関情報公開法』

4. 改正された法律等の施行日

平成 29 年 5 月 30 日

（参考）施行された法令

○ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）（①、②）

○ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）（③、④）